



Title	国際信託統治の歴史的起源（三・完）：帝国から国際組織へ
Author(s)	五十嵐, 元道; Igarashi, Motomichi
Description	研究ノート
Citation	北大法学論集, 60(2), 193-225
Issue Date	2009-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38919
Type	departmental bulletin paper
File Information	60-2_0005.pdf



研究ノート

国際信託統治の歴史的起源（三・完）

—— 帝国から国際組織へ ——

五十嵐 元 道

目 次

序章…問題の所在

第一章 国際信託統治史の確立…国際信託統治学説史

第一節 論争点と語義の定義

第二節 破綻国家と信託統治復活論…一九九〇年代前半の論争

第三節 正統性とカテゴリーの論争

第四節 ワイルドによる歴史的検討…国際信託統治史の展開

第五節 国際信託統治史の課題…起源の探求

第六節 分析枠組みの設定…理念型としての国際信託統治

第七節 分析対象の具体化

第二章 アフリカをめぐる国際信託統治構想の展開…J・A・ホブソンを中心に

第一節 実現しなかった国際信託統治

第二節 帝国主義のアンチテーゼとしての国際信託統治

第三節 国際政府の一機能としての国際信託統治

第四節 アフリカをめぐる国際信託統治構想の特質

第三章 王朝・家産帝国をめぐる国際信託統治構想…J・C・スマッツの委任統治論

第一節 ふたつの帝国と国際組織…スマッツの委任統治論の文脈

第二節 スマッツの委任統治論の構造

第三節 スマッツの委任統治論の特質

第四章 国際信託統治構想の制度化

第一節 第一次大戦期のイギリスの国際信託統治構想

第二節 委任統治制度の成立

第三節 スマッツの広義の委任統治の制度化

第四節 小括

終章 国際信託統治の起源と正統性

第一節 国際信託統治の起源

第二節 国際信託統治の正統性

(以上、第五九卷六号)

(以上、第六〇卷一号)

(以上、本号)

第三章 王朝・家産帝国をめぐる国際信託統治構想…J・C・スマッツの委任統治論

第二節 スマッツの委任統治論の構造

こうした旧帝国秩序再建を目的としたスマッツの国際連盟構想のなかで、その中心的位置を占める制度が委任統治論だった。彼の委任統治論の詳細に入る前に、この国際連盟案の全体像を確認しておく。この『国際連盟』は全体が三つのセクションからなり、それぞれのセクションで国際連盟の権能などを定めた条項(全二一一条項)が列挙されている。まず「連盟の位置と権力」と題されたセクションAでは、国際連盟がいかなる権限をもち、国際政治上でどのように位置づけられるのかを検討している。続くセクションBは「連盟の体制」と題され、国際連盟がどのような体制で運営されるかを具体的に説明する。そして最後のセクションCは「連盟と世界平和」という表題のもとで、国際連盟が世界の平和に対していかなる寄与をなすかについて、特に軍備縮小や紛争解決の方法に着目して検討している(表)。

このうちスマッツの委任統治論はセクションA「連盟の地位

と権力」で展開された。そして、これまでの委任統治研究はスマッツの委任統治論とは『国際連盟』のセクションAで提言された九つの条項のうち第四～七条項であると考えてきた。¹⁾ 第四条項ではハブスブルク帝国、オスマン帝国、およびロシア帝国の周辺といった王朝・家産帝国地域の行政権を国際連盟へ移譲することが論じられ、第五条項ではその国際連盟の代わりに当該行政権を執行する受任者(mandatory)として特定の国家が指名されるとした。続く第六条項ではこうした受任国は国際連盟の権限の下で管理・監視されるとし、第七条項ではこうした委任統治地域での門戸開放と非軍事化が提示される。以上のように、ここにはその後バリ平和会議において成立する委任統治制度の骨格となる制度案が示されていた。

しかし、これまでの先行研究では、ス

表 スマッツ『国際連盟：実践的提案』の構成

	題名	条項	主要な提案
セクションA	連盟の権力と地位	1～9条項	委任統治
セクションB	連盟の体制	10～14条項	国際連盟の総会、理事会、裁判所の設置
セクションC	連盟と世界平和	15～21条項	軍縮と紛争調停制度

マッツの国際連盟案のみが分析対象とされたため、スマッツ自身⁽¹⁾が四七条項のみを委任統治論として考えていたのではなかったという事実を見落としてきた。彼はパリ平和会議の最中、一九一九年四月にハンガリーとの講和に関する交渉の連合国側の代表として中・東欧へと送り出され、ハンガリーの指導者のもとより他の中・東欧の指導者たちとも会談した。そしてその際、非公式のメモを残し、次のように述べている。

旅行から帰るに際して、私はマサリク (T. G. Masaryk、後のチェコスロヴァキアの初代大統領) と会談した。彼とはプラハで会った。また、ウィーンでも指導的な大臣たちと会った。ベラ・クン (Bela Kun、ハンガリー共産党の指導者) は、大国の代表のもとでの会議とともに、オーストリアとハンガリー、さらには近隣諸国との経済連合 (an economic union) を提案した。中央ヨーロッパの国々は、弱小で敵対した国家群に分裂していった。国際連盟によって監視された経済連合は、思うに、彼らにとつて他国やドイツの将来的活動に対しての唯一の安全網となるだろう。それは私の委任統治案を⁽²⁾変形したものである。マサリクもこれを好んだ。……彼はそのような連合がヨーロッパを救うかもしれないと言った。(傍

点筆者)

このメモによれば、スマッツは国家運営を先進国に委任するという意味での委任統治のみならず、国際連盟の監視下での新興諸国(旧帝国地域)による経済連合をも「委任統治」というカテゴリーに含めていたのである。

しかし、なぜ経済連合が「委任統治の変形」になるのか。それはスマッツの委任統治論が展開された「国際連盟…実践的提案」のセクションA全体(第一条項―第九条項)を読み直すことで明らかになる。先述のように、このセクションAは旧帝国地域の秩序回復を国際連盟の目的とし、そのための政策を論じた場所であった。スマッツはこのセクションの冒頭で、「連盟の経済的機能は、戦争防止、または権威付けられていない交戦国の処罰のみならず、連盟の構成国間での日常の平和的な交流の領域にまで拡大する」として、連盟の経済的機能の射程を明らかにした。⁽³⁾ またその第二条項では、「国際連盟に旧帝国地域での最高裁量権を付与し、国際連盟をスマッツが言うところの「帝国の相続人」として位置づけた。ただし、この「相続人」は、権力の求めるままに行動して良いのではなく、あくまで非併合と民族自決をその裁量権の原則とする」とされた(第二条項)。

そして先述の通り、第四―七条項では(当該地域の) 国家運営を先進国に委任するという意味での委任統治をそこに据えた。さらに彼はそれだけにとどまらず、第八条項において新興国の軍備制限を定め、これを世界大での軍縮の契機たるものとした。そして最後の第九条項で、新興独立国間の関係の監視と調整を国際連盟の機能として定めたのである。とりわけ、この最後の条項はスマッツ自身が重要視しており、彼は国際連盟が崩壊した旧帝国の統治機能全般を担うという意味において「帝国の相続人」として位置づけられる意義がここにあるとした。

すなわち以上のようなスマッツの構想において、国際連盟という国際機関は旧帝国地域で統治機能を肩代わりしながら国民国家を育成すると同時に、構成国間、とりわけ新興国間の関係を軍備縮小や経済連合、さらには関係の監視および調整などといった恒常的な内部への介入によって常時旧帝国秩序を安定させる役割を持つものとされたのである。この国民国家の育成と、恒常的な国家間関係の安定化政策は、時系列的に連続する(育成から監視へ) こともあれば、当該地域の秩序形成という面では同時的であり相互依存적でもあった。すなわち、これらはひとつひとつの機能が全体として結合した一連のモデルなのである。そのように考えると、国際連盟の監視下での経済連合や国家運

営の先進国への委任に加え、セクシヨンAの第八条項における新興独立国に対する軍備制限(これは連盟加入の条件ですらあった)、さらに第九条項における新興国間関係の監視・調整も、スマッツの委任統治論のひとつの具体的政策として見るこゝとが出来る。そこで本稿は、先進国への国家運営の委任(これを「狭義の委任統治」と呼ぶ)を含めた、国際機関による不安定地域の秩序確立のための諸政策の総体を、スマッツの「広義の委任統治」と呼ぶことにする。

こうしたスマッツの委任統治論は、同時期のアフリカを対象とした国際信託統治論と決定的に異なる。アフリカを対象とした国際信託統治論がアフリカでの国民国家の建設を想定しなかったのに対して、スマッツの委任統治論は国際組織が構築する秩序の基盤を国民国家としながら(すなわち民族自決権を認めながら)、国際組織という比較的中立な組織をその地域全体の上に乗せて常時介入させることで、当該地域の国民国家間の平和を維持しようとした。ただし国際組織が対象地域に介入する権限は無制限ではない。あくまで被介入側の意思や同意が尊重されねばならないとされた。すなわち、どのような援助が国際連盟から必要か、どの国が狭義の委任統治の受任国となるか、どのような政府をつくるかは、委任統治される地域の人々が自

ら決定するのであり、決して彼らが歓迎しないものを押し付け
てはならないのである。⁽⁶⁾ 歴史学者ニール・ファーガソンの指
摘によれば、「ヨーロッパの平和を脆弱にした最大の要因は、
民族白決主義と少数民族の存在という根本的な矛盾がぶつかっ
た」ことであつた。⁽⁷⁾ スマッツの問題意識はまさにこのファーガ
ソンの指摘そのものであり、ヨーロッパが抱えるこの矛盾を解
決するためにスマッツは委任統治論を考案したのである。

ではスマッツの構想において国際組織はいかなる体制でこの
委任統治を実施するのか。この点をスマッツは『国際連盟』の
セクションBで明らかにしている。彼は国際連盟が大国はもち
ろんあらゆる中小国を含めた総会と、大国と選出された中小国
からなる理事会、さらに国際法上の問題を扱う裁判所よりなる
とした。この三権分立とも言ふべき三重の体制は大国の横暴を
防ぎながらも、その国際組織の実効性の源泉となる大国の力を
逃さず、効果的に生かすこと、それと同時に中小国の支持を確
保することを目的とするものだった。

このうち委任統治を実施するとされたのが理事会である。理
事会は恒常的に世界中の紛争可能性のある対立を監視し、委任
統治はもちろん国際行政全般（郵便や著作権、貿易、衛生、金
融問題、奴隷貿易の禁止など）を集権的に担うとされ、総会や

裁判所と比べて強い権限を持つように設計された。⁽⁸⁾ また理事会
はその補助機関として常設の事務局を設置すること、そして旧
帝国地域の秩序再建活動を実行に移すための合同委員会を設置
することが定められた。⁽⁹⁾ ただしスマッツは必要に応じて新たに
組織をつくるような柔軟な体制でなければならぬとしてお
り、状況次第で様々な組織が展開される余地を残した。

第三節 スマッツの委任統治論の特質

(一) 国際信託統治史におけるスマッツの委任統治論の位置づけ
本章はここまで以下の二点を明らかにした。第一に、スマツ
の委任統治論は、変容しつつあつたイギリス帝国と、崩壊し
つつあつた王朝・家産帝国、とりわけハプスブルク帝国に関す
る秩序構想から生まれた。第二に、スマッツの委任統治論は、
アフリカをめぐる国際信託統治構想とは異なり、対象地域にお
いて国民国家を建設すること（すなわち、民族自決の履行）を
目的としつつ、包括的な国際組織の関与によって、国民国家建
設中のみならず、それ以後も当該地域秩序の安定を指すもの
だった。

こうしたスマッツの委任統治論は本稿の第一章で設定された

理念型と多くの共通点を見出すことができる。理念型の第一要素では国際信託統治は主権国家体制の再生産を担うとされたが、スマッツの委任統治論もまた主権国家体制の再生産を目指すものだった。スマッツは旧帝国地域を主権国家体制に再編成しようと考えた。しかし主権国家としてこの地域を再編成するにあたって、まだ十分に主権国家を運営できない地域が存在すると考えられたこと、また新興国間のナショナリズムが衝突することによって再びヨーロッパが戦争に陥る可能性があったことから、彼は当該地域を国際組織によって管理しようとした。

その点で、スマッツの構想は理念型の第二要素(活動主体としての国際組織)を備えている。ただし理念型の国際信託統治においては国際組織が主権国家建設のために一時的で局所的な介入を行うことになっていたのに対し、スマッツの委任統治論では恒常的で広範な地域を対象とした介入(国際組織による行政権の行使をはじめ、軍備縮小や地域内国家間の調停まで)が想定されていた。この点で両者は大きく異なる。

以上の特質に鑑みれば、スマッツの構想は安定した国際秩序を形成する上で非常に有用であるように見える。しかし介入の度合いが大きい分、「特定地域に実質的統治能力(積極的主権)を与えるために、その領有権に付随する介入からの自由の権利

(消極的主権)を侵害する」ことで生じる「主権のパラドクス」の問題(理念型の第三要素)は、理念型の国際信託統治が想定するよりも一層深刻となる。スマッツはこの問題について、「帝国の相続人」となった国際連盟が被介入側の意思を十分に反映させた政策をとり、各共同体の多様な善を認める限り、各構成国は主権の制限を受容し、この主権のパラドクスは克服可能とみていたのかもしれない。あるいは各国がナショナリズムに任せてそれぞれの目標を追求することは国際社会を巻き込む紛争を惹き起こしかねなかった以上、国際組織による介入に伴う主権の侵害は必要悪とされたのかもしれない。けれども、『民族自決』が『完全な独立国家』へと結びつかぬような自治権には、¹⁰⁾もはや決して満足できないと考える傾向が強まった」とき、スマッツの構想がそのまま旧帝国地域に受け入れられることはなかった。

とはいえスマッツの委任統治論が国際信託統治の歴史において、きわめて重要な位置を占めていることは否定しがたい。それは国家を国際組織によって建設し、恒常的に管理していくという、それまでの思想に見られない画期的な構想だった。ゆえにそれはアフリカをめぐる国際信託統治構想よりも冷戦以降に実施されてきた国際信託統治構想に近い。こうした画期的な構

想をスマッツが案出し得たのは、対象地域であるハブスブルク帝国などの旧帝国に対するスマッツの認識がアフリカとは異なり、人種主義から自由だったからである。またそれは彼が南アとイギリス帝国のあるべき関係を長年にわたって模索し続け、コモンウェルスというモデルにたどり着いたからであった。

(二) 他者としてのアジア・アフリカ

その一方で、スマッツがその構想の範囲を王朝・家産帝国に限定したことは注意しておかなくてはならない。スマッツはアジア・アフリカの植民地は自決権の主体足りえないとした。『国際連盟・実践的提案』において、彼はアフリカおよび太平洋地域について次のように述べている。そこには「野蛮な人々が住んでいる。彼らは自己統治ができないだけでなく、むしろヨーロッパ的な意味での政治的民族自決の理念は適用できない」と。スマッツはアフリカのネイティブが西洋とは違った独自の道を進むべきだとした。一九二九年の演説において、彼の原住民政策の原理を次のように述べた。

アフリカというものをアフリカ的ではなくしようとし、アフリカ的なものの基盤を破壊してしまうような目的や傾向を

もった政策ほどアフリカにとって悪いものはありません。またアフリカ人を家畜扱いするか、さなければ疑似ヨーロッパ人に改造するというのは最悪です。にもかかわらず、これまで我々はその最悪な選択肢の両方を行ってきたのです。まず私たちはアフリカ人を、もともと魂を持たない人間以下の劣ったものたちとみなし、奴隷にだけにしか適さない人たちという見方をしました。そして何世紀の間、彼らを奴隷として商品に変え、この大陸から輸出しました。…そして次にそれと反対の極端なものへと政策を変えました。今やアフリカ人は同じ人間であり兄弟であるともなされました。…そして白人の社会システムに等しく同化させるため、原住民たちが長年続けてきた政治システムが無情に破壊されつくしました。…平等の権利という原則を粗雑なまま適用し、原住民にとっては利のない白人との見せかけの平等を与え、かけがえない価値をもったアフリカ人自身のシステムの基盤を壊しました。このような二つの両極端な白人による原住民への政策が過去に徹底されたのです。前者は後者よりもいくらかまし、という程度のものでした。

すなわちアフリカ人はアフリカ人自身のシステムに沿って生活

すべきだといふのである。では西洋文明は全く不要なのだろうか。スマッツによれば、ネイティブは「伝統的」な制度内で彼らの間違つた農業方法を改善し、白人が組織した教育機関で教育を受け、白人の下で勤勉に働いてより多くの賃金を得、より豊かに生活すべきだった。¹⁵ そのため白人はアフリカにおいて農業方法の指導に努め、人獣感染症を予防したり、教育機関を組織したり、公共(土木)事業を行つてインフラを整備したりすることが責務とされた。そうである以上、アフリカはヨーロッパからの白人の入植を必要とした。スマッツにとつて、そうしたビジョンを実現しつつあるのが南アフリカであり、アフリカ全体が南アフリカのような国家で敷き詰められるべきだった。そして、これらの白人入植者による諸国家がいつかひとつのコンモンウェルスのような共同体を形成するとスマッツは考えたのである。¹⁶

しかし実際にスマッツがネイティブに文明化の恩恵をもたらすこつとした政策を実施することはなかった。彼は必ずしもネイティブの利益を重要視するつもりはなかったからである。戦間期、国際宣教師協議会(International Missionary Council)の会長を務め、「アフリカの友」と称された人道主義者J・H・オールダム(J. H. Oldham)はスマッツと会談した際、次のよ

うな印象を抱いた。「彼(スマッツ)にとつて、南アフリカの問題はつまるところ白人文明の発展の問題である。…ネイティブはほとんど考慮されていない。¹⁵」では、なぜその人道主義的な演説にも関わらず、スマッツはネイティブの利益をほとんど顧みなかったのか。この問題はスマッツに関する最も解き難い謎のひとつである。スマッツとアバルトヘイトの關係に着目しながらスマッツの伝記を著したK・インガム(K. Ingham)は、「(スマッツがネイティブの利益を考慮しない政策を追求する)動機はおそらく実践的なものというよりも、本能的なものだった」と記している。¹⁶ 少なからず言えるのは、スマッツの政治行動と、スマッツが度々主張する理想主義的な原理や構想は必ずしも一致しないということ、またその両者の齟齬はスマッツにとり、何らかのかたちで受容されているということである。その受容のメカニズムが具体的にどのようなものであつたかはまだ分かつていない。

このようにスマッツの原住民政策およびその原理は白人共同体の利益保護のために犠牲にされた。しかしスマッツの原住民政策に関する演説だけ見れば、彼の「アフリカなるもの」をアフリカ人の理想的な姿とする考えは、前章で言及した人道主義者E・D・モレルの思想にも通じる。この代表的な人道主義者

モレルの思想と、代表的な帝国主義者でしばしばアバルトヘイト体制の基礎を築いたとされるスマッツの思想との間の奇妙な符合は、「アフリカなるもの」の独自性を強調することが分離政策の正当化に陥る危険性を示している。アフリカと、ヨーロッパ的な意味での「近代化」との関係は、脱植民地化後もアフリカを悩ませ続けることになる。

以上のようにアフリカのネイティブを徹底して他者として位置付けたスマッツは、他方で第一次大戦の結果、独立や自治を求める運動がいよいよ強まったインドやエジプトなどの地域についても、独立はおろか自治さえ決して認めようとはしなかった。¹⁷⁾

またインドの独立運動を率いたガンディー (M. K. Gandhi) が南アフリカでインド人の人権保護、差別の撤廃を求める運動に身を投じた際、その闘争の相手こそスマッツだった。スマッツは南アでのこうしたインド人の権利要求運動を弾圧した。スマッツ自身がガンディーへの書簡で述べているように、南アフリカは多数のアフリカ人と少数の白人が住む国であり、そこにアジア人が入る余地はなかった。¹⁸⁾ アジアもまたスマッツにとつては他者だったのである。

こうしたスマッツのアジア・アフリカ観によって、その画期的な委任統治論は範囲を狭めてしまった。スマッツの古くから

の友人であった J・A・ホブソン (J. A. Hobson) は、「いみじくも一九一九年一月一八日の『コモンセンス』紙上で、スマッツの委任統治論および国際連盟論はその適用範囲が限定的である以上、構想として問題があると批判している。こうしたスマッツの委任統治論の対象範囲をめぐってはパリ平和会議でも熾烈な論争が展開されることになったのである (第四章第二節を参照)。

第四章 国際信託統治構想の制度化

本稿第二章および第三章で検討してきたように、第一次大戦の前後の時期、アフリカめぐる国際信託統治構想、そして王朝・家産帝国をめぐる J・C・スマッツの国際信託統治構想 (委任統治論) が展開された。前者は国際組織を通じてアフリカにおけるヨーロッパ列国の植民地における主権を制限し、ヨーロッパ列国間の国際的協調体制、およびネイティブの保護・文明化を保障しようとするものだった。他方、後者は旧帝国地域を国際組織によって主権国家システムに再編し、恒常的な国際組織の介入の下で安定化させようとするものだった。ベルリン・コンゴ会議では実現しなかった国際信託統治構想は、コンゴでの

スキヤンダル、南ア戦争、そして第一次大戦を経て実現に近づきつつあった。本章は二つの国際信託統治構想が実際の政治の場でどのように扱われ、どのように制度化されていったのか、またどの程度制度化されたのかを検討する。

第一節 第一次大戦期のイギリスの国際信託統治構想

本稿第二章すでに述べた通り、第一次大戦が勃発した当初、戦況に対する楽観的な見方が広がっていたことに伴って、イギリス政府は戦後の植民地獲得に積極的だった。しかし一九一七年末には第一次大戦が長期化し、そのコストが膨大になるとともに、アフリカの委任統治案を含んだ「労働党の戦争目的覚書」が発表され、イギリス政府の旧来の併合を旨とした植民地政策に対する変更圧力は内外で強まった。その結果、イギリス政府内でも一九一八年の中葉、(敗戦国となる予定の)ドイツの植民地を戦後、国際化することで大よそ一致した。⁽²¹⁾

一九一八年七月、スマッツは主要列国によって構成された植民地統治に関する国際的「開発委員会」(Development Board)の監視下で植民地統治を行うという案を提出し、戦時内閣において多くの賛同を得ている。この提案はドイツ植民地のみを国

際的に統治するというものではなく、列国のアフリカ植民地全体を対象とした。そして宗主国の所有権や行政権を宗主国に帰属させたまま、国際的な会議に基づき設置された「開発委員会」が特定の目的(例えば、天然資源の開発・分配)について監視するというものだった。この「開発委員会」はイギリス、フランス、ベルギー、ポルトガル、そしてドイツの代表と、アメリカが指名した議長によって構成されることになっていた。スマッツはこの案で「アメリカに擦り寄り、こちらの味方につけよう」と考えたのである。⁽²²⁾しかし、このスマッツの構想においても国際組織による植民地統治の介入については認められていなかった。イギリスの左派が主に主張したアフリカをめぐる国際信託統治構想は、この時点ではイギリス政府の植民地政策を部分的に変更するにとどまっていた。

イギリス政府がその態度を大きく変化させる契機となったのがアメリカの戦後構想だった。一九一八年一〇月、アメリカ世論が反植民地であることが明らかになるとともに、W・ウィルソン(W. Wilson)が国際連盟による国際信託統治を望んでいることが明らかとなった。⁽²³⁾さらに一九一八年の一月のはじめ、ウィルソンは小国を受任国とした委任統治案を表明し、イギリス政府にも大きな衝撃を与えた。⁽²⁴⁾第一次大戦中、イギリスはア

アメリカの軍事的な支援がなければ勝利はおよそ不可能と考えており、アメリカはその当時、イギリスの戦後秩序を形成する上で最も重要なパートナーだった。そのためアメリカが国際連盟による国際信託統治を望んでいる以上は植民地政策での妥協は避けられなかった。その結果、イギリス政府は一月末、国際連盟による植民地への関与を一定程度認めただのである。

ただし、こうした内外の圧力を受けてもなお、イギリスの植民地政策での妥協は限定的なものだった。一二月にJ・C・スマッツの指示のもとで作成されたドイツ植民地問題に関するパリ会議対策のメモによれば、国際連盟の監視下での旧ドイツ植民地の委任統治はあくまでも限定的に受容しなければならぬとしている。翌年一月に行われるパリ会議ではまず直接の併合を主張する（第一ラインの主張）。もしここでウイルソンの支持が得られなければ、東アフリカに関してのみ、これを認めるとした（第二ラインの主張）。また西アフリカに関してはあくまでもフランスが主張するのに任せて、イギリスは「フランスの主張に対する一般的な支持のみを表明するべきである」としている⁽²³⁾。それに加えて、南西アフリカをはじめとするイギリス帝国の自治植民地が占領した旧ドイツ植民地は、委任統治の対象地域には含まれておらず、パリ会議ではこれが論争の火種と

なる。

第二節 委任統治制度の成立

パリ平和会議は一九一九年一月一八日に始まった。委任統治論が討議されたのは、その六日後の十人会議からだだった。ここでイギリス、アメリカ、フランス、日本、イタリアの代表が集まり、討議がなされた。イギリスはドミニオンの代表者を含めて討議に参加しており、実際には、ここに南ア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダが加わった。J・C・スマッツはこの会議にイギリス戦時内閣の代表の一員として参加し、植民地問題に関し、水面下でアメリカとの交渉に当たることになった。他方、アフリカをめぐる国際信託統治を主張していたイギリスの労働党は、イギリスで行われた一二月中葉の総選挙でロイド・ジョージ (Lloyd George) 側に敗北したため、この会議に代表を送ることはできなかった。けれども彼らの意見はアメリカのウイルソン大統領が代弁してくれるはずだった。討議はロイド・ジョージの問題提起によって開始された。彼はまずイギリスにとって最も妥協し難いドミニオンの征服した旧ドイツ植民地の処遇から議論を始めた。ただし争点は委任統

治制度全体の可否ではなく、あくまでもドミニオンの近隣地域の旧ドイツ植民地が併合可能なのかどうか問題が絞られた。

ロイド・ジョージはすでに一九一八年の一〇月末、ウィルソンの片腕であるハウス大佐 (Colonel House) に対して、南アとオーストラリアの主張が通らなければ、イギリスはドミニオンで「革命」にあうと前もって主張していた。⁽²⁶⁾ 実際にイギリスが革命の危険にさらされていたわけではないが、このロイド・ジョージの発言は第一次大戦によってイギリス帝国内でドミニオンが強い影響力を持つようになったことを示している。

ロイド・ジョージは議論の冒頭で委任統治案を紹介し、これはイギリスの植民地行政の特徴と一致していると述べるにとどめ、この制度の適用地域などには触れなかった。その代わり、併合こそがドミニオンの近隣ドイツ植民地に当てはまると主張した。⁽²⁷⁾ これに続き、スマッツやオーストラリアの首相 B・ヒューズ (B. Hughes) などが、ドミニオンにとっていかに旧ドイツ植民地が必要で、その現地の住民たちもまたドミニオンの統治を必要としているかを滔々と述べた。⁽²⁸⁾ 彼らは国際主義的な枠組みも受け入れるつもりは一切なかった。しかしウィルソンもまた植民地の併合に首肯しなかった。合意が容易でないことは明らかだった。

翌日スマッツは、親友の M・C・ギレット (M. C. Gillet) に対して、次のように手紙で述べている。

昨日、ドイツ植民地へのドミニオンの主張について議論した。私は、南西アフリカの件はうまくいかせたいと思っている。しかし分らない。あそこは単なる砂漠で、カラハリの一部だから誰にとっても良いものではないと主張した。……南西アフリカへの我々の「併合の」主張は罪深いものでもなく、また間違ったものでもないと思うのだが。⁽²⁹⁾

この手紙から分かるように、スマッツにとって南西アフリカの併合は非道徳的な話ではなかった。彼はアフリカには文明化が必要であり、その文明化を担うのは白人の役割であると確信していた。前章でも触れたように、スマッツは南西アフリカのみならず、アフリカ大陸全体を南アのような白人が支配する国家で敷き詰め、アフリカ連邦を形成したいと考えていた。⁽³⁰⁾ こうしたアフリカ連邦化構想の是非はともかく、南西アフリカの併合はウィルソンにとっては認めがたいことだった。それは植民地主義を肯定してしまうことになり、国際連盟の正統性を傷つけることになると思われるからである。

それでもウイルソンはスマッツを信頼していた。⁽³¹⁾ ウイルソンが自らの考えと「スマッツの考えがあまりにも似ていたために」驚いたと周囲に語ったほど、民族自決や国際法の支配といった原理を反映したスマッツの国際連盟構想はウイルソンの思想と親和的だった。⁽³²⁾ そのため国際連盟に関する交渉での妥協点がスマッツの構想と自分の構想との間に見出せる可能性があると踏んでいたのである。スマッツとともにウイルソンとの交渉に当たり、積極的に国際連盟に関する制度案を書き続けたロバート・セシル⁽³⁴⁾ (Robert Cecil) でさえも、ウイルソンの信頼に足る人物ではなかった。セシルの考え方はスマッツほどウイルソン主義とは一致していなかった。一方のスマッツもウイルソンの思想を評価していた。彼は第一次大戦中、演説の中で度々ウイルソンの自由、民主主義、民族自決といったメッセージを称賛していた。⁽³⁵⁾

委任統治に関する第一回目の話し合いの翌日、イギリスの「委任統治に関する条約草案」がアメリカ側に渡された。⁽³⁶⁾ この草案は、委任統治地域を「付与地域」(vested territories)と「補助国家」(assisted states)に分類した。後者はより自律性が尊重され、住民の意思が考慮される。一方、前者は、奴隷や強制労働の禁止、アルコールや麻薬の貿易禁止といったベルリン会議

以来の人道主義的な規定に重きが置かれた。こうした点に鑑みれば、イギリスがアフリカをめぐる国際信託統治構想を受容したと見ることができる。ただし、この草案ではあくまで対象地域はまだ特定されておらず、それは会議の結果によるとされた。その一方で、最終的に制度化される国際連盟への毎年の報告書の提出義務や、委任統治委員会の設置案はすでにこの時点で盛り込まれていた。

二七日、二度目の十人会議が開始された。ここでウイルソンは議論の土台を作るべく、委任統治の定義から入ることにした。委任統治の原理はいかなる人々の搾取も意図しないことであり、いかなる人々にも専制的な主権の行使を意図しないことである、彼はそうように述べた。そして委任統治の目的は発展途上地域 (underdeveloped parts) の人々に奉仕すること、虐待から守ること、彼らの発展を確かなものにするること、そして最終的には受任国とどのような関係を結ぶか意思表示できるようにすることであると主張した。⁽³⁷⁾ ここでウイルソンは南西アフリカも委任統治領とされるべきであるとし、スマッツらを牽制した。ウイルソンによれば、ウイルソンのスキームと併合とでは行政上の差異はないとされた。⁽³⁸⁾ しかし具体的な行政上の違いはこの会議の時点では誰にも分かるはずがなかった。そうした行

政上の違いは、委任統治制度が施行された後、委任統治領の現場で初めて少しずつ認識されていくことになる。⁽³⁹⁾

興味深いのはウイルソンの次の発言である。彼は委任統治の根本理念について次のように述べた。

根本的な理念は次のようなものである。世界は委任統治を通して受託者として行動し、住民の本当の意思を確認できるときまで行政全体に責任を持つ、ということである。……いかなる国民がドイツ植民地だった領域を併合した場合も、国際連盟の理念全体に挑戦するものである。⁽⁴⁰⁾

ウイルソンはこのように普遍的な理念から委任統治の問題を考えていた。実現はしなかったものの、彼が一九一九年一月二十日に書いた国際連盟規約の草案（パリ第二草案）では、旧ドイツ植民地とともに中・東欧地域が委任統治の範囲に含まれていた。ウイルソンをはじめ何人かのアメリカ代表たちは、スマツツ同様に中・東欧地域を完全に独立した国民国家に分裂させるのを避けたいと考えていたのである。⁽⁴¹⁾ウイルソンはアジア・アフリカと中・東欧を制度上区別するつもりはなかった。しかしアメリカ代表団の法律の専門家であったD・H・ミラー(D・

H Miller)のよう、中・東欧がアジア・アフリカ地域よりもずっと発展した歴史的共同体であると考える人々にとつては、こうしたウイルソンの普遍主義的なスキームには我慢ならなかった。⁽⁴²⁾イギリスの労働党でさえも、非自立的な地域を全て等しく扱うことはなかった。⁽⁴³⁾その点で、ウイルソンの普遍主義は徹底していた。

ただし、ウイルソンはアフリカあるいは太平洋の諸地域を、民族自決を根拠に独立させようなどとは思っていないかった。第一に、彼はあらゆる共同体が野蛮から文明への単線的な進歩の歴史をたどると考えていた。アジアやアフリカは前者に位置づけられ、主権国家として完全に独立するには未熟すぎる⁽⁴⁴⁾とされた。第二に、ウイルソンは国内および国際社会の急激な変化を望まなかった。彼はフランス革命に対するバークの思想に共感し、アイルランドに対するイギリスの保守派の態度にも理解を示していた。⁽⁴⁵⁾これと同様にアジア・アフリカの広大な植民地が第一次大戦を機に軒並み独立することを欲さなかったのである。しかしその一方でウイルソンは植民地帝国秩序に対しても否定的だった。こうしたウイルソンの思想からすれば、委任統治制度は理想的な選択肢だった。国際秩序の急激な変化を避けつつ、植民地の漸進的な発展を促すとともに、列国間の紛

争を防ぎ、自由貿易を保障するからである。⁽⁴⁶⁾

皮肉なことに、今やスマッツは自分が考え出した枠組みに苦しめられていた。ハプスブルク帝国の再編を想定していたはずの制度はウイルソンの手にかかって全く望んでいないアフリカと太平洋に向けられていた。ロイド・ジョージはこの様子を見て、セシルに嬉しそうにスマッツのアイロニーを嘲笑した。ロイド・ジョージは他のイギリス帝国の代表に比べて植民地問題にはそれほど関心が無かった。そのため植民地問題でアメリカと過度に対立するのは何の利益もないことだと考えた。セシルは険しい表情でロイド・ジョージの嘲笑を聞いていた。⁽⁴⁷⁾ ロイド・ジョージと違って、水面下でウイルソンとの交渉の矢面に立たされているセシルにとってはスマッツの苦しみは全く他人事ではなかった。

他方、植民地競争の最大の宿敵だったフランスの首相ジュール・クレマンソー (Georges Clemenceau) はともかくにもドイツとの安全保障問題を重要視していた。それはクレマンソー自身の至上命題であったのみならず、フランスの国是だった。そのため彼自身は植民地問題 (特に西アフリカ) に関してある程度妥協する用意があった。ただ一点、委任統治領のアフリカ人を兵力として使用することだけは安全保障上の観点から

譲れなかった。⁽⁴⁸⁾

このようにイギリス、フランスが植民地問題についてやや妥協的だったのに対し、オーストラリア、ニュージーランド、そして南アフリカは頑として旧ドイツ植民地の併合を譲らなかつた。会議はウイルソンとドミニオンの代表者の間で膠着した。この膠着状態を打開するべく、イギリス帝国の代表者たちは妥協点を探りにかかった。二七日の深夜、イギリス代表団は妥協を開き、政策方針の転換を図った。妥協案として、ドミニオンが旧ドイツ植民地を併合するのを認めてもらう対価に、アフリカと旧オスマン帝国のトルコ以外の地域での国際連盟の監視 (委任統治) を認める第二ラインの戦略を展開することが決まった。⁽⁴⁹⁾ これは大よそ一九一八年一二月のスマッツのメモに従ったものである。そこで早速セシルはウイルソンの腹心のハウス大佐にこの妥協案が提示したが、ハウスはこれを不十分と看做し拒否した。⁽⁵⁰⁾

翌日、ニュージーランドの代表 W・F・マッシー (W. F. Massey) が再びドイツ植民地の併合を主張した。そして話題はフランスの西アフリカの併合に移行した。フランスの植民地相シモン (Simon) は併合を求めた。スマッツの一九一八年一月二月メモでは、西アフリカのフランスの主張には一般的な支持

を与えるはずだったが、ここでイギリスは違う対応を見せた。ロイド・ジョージは「併合は許されるのだろうか、それとも他の方法が採られるのだろうか」と述べ、問題の核心に迫った。⁽³¹⁾これに対して、イギリス代表 A・J・バルフォア (A. J. Balfour) はイギリスもドミニオンが占領した以外のドイツ領では委任統治を認めるだろうと述べた。これにすかさずフランスのクレマンソーが、ロイド・ジョージはウイルソンよりシモンと同意見だったと応酬した。そして「国際連盟は平和を確保するための『防衛の連盟』であるべきだと主張し、国際連盟による統治は限度を超えていると述べた。けれども、これに対してロイド・ジョージは、あくまで国際連盟の介入は統治が受任国に委任された事件が明白に侵害されたときのみ限定されるとして、クレマンソーの心配は杞憂であるとした。⁽³²⁾

交渉の行き詰まりを解放に向かわせたのはスマッツだった。翌二九日、今度はスマッツからハウスにロイド・ジョージなどの承認を得た委任統治の妥協案を提示した(ただし、マツシーとヒューズには見せていなかった)。スマッツが提示したのは、ドミニオンの隣接地域を委任統治に組み込み、委任統治を三つに区分するものだった(これは後の A、B、C 式委任統治となる)。ハウスはイギリスが大いに譲歩したと考え、この案を受

容し、ウイルソンに送った。ウイルソンはこれが合意の土台となることを認めた。ウイルソンから送られてきたメモには、「私はこれに同意するつもりだ。もし、その実施上の解釈がスマッツ將軍からのものであれば」と書いてあった。⁽³³⁾これをもって委任統治案は一気に成立の方向へ進むことになった。

しかし翌日の会議は紛糾した。三〇日の朝『デイリー・メール』がヒューズに影響を受けて、アメリカに妥協するイギリスの姿勢を批判する記事を出したのである。⁽³⁴⁾ヒューズとマツシーは最後の最後まで委任統治制度に執拗に反対するつもりだった。ウイルソンは激怒した。ロイド・ジョージもヒューズのやり方に怒っていた。

混乱した会議を妥結へと向かわせるきっかけとなったのが L・ポータ (J. Botta) の演説だった。彼は英語があまり得意ではなかったものの、その演説は参加者の感動を呼んだとされる。ポータは農業経営に成功したブル人農民の出で、南アフリカ戦争を指導した英雄だった。正規の教育を受けておらず、学識は必ずしも優れていなかったが(その点をスマッツが補充していた)、戦後も南アフリカの首相として、対立するアングロ(英語を話す白人系南ア人)とブルー(アフリカーナー)をまとめてきた、非常に魅力的な人格を備えたリーダーだった。

演説は、植民地の分捕り合戦のような小さなことよりも、ウィルソンが提案する高い理念を達成することの大切さを説くものであった。⁽⁵⁵⁾ これまで傍観してきた日本とイタリアが英米の側に付くようになったこともあり、マッシーもヒューズもようやくしぶしぶと引き下がった。

合意に至ったスマッツ案は、文明化の度合いに応じて委任統治の内容を三つに分けるものだった。スマッツの分類をそのまま受け継いだ二月一四日の国際連盟草案では、三つの区分は次のようになっていた。⁽⁵⁶⁾ 第一の区分（A式）の対象は旧オスマン帝国のトルコ以外の地域で、最も発展度合いが高く、独立した国民（nations）としてその自主性が尊重されることになっていた。委任国は助言と援助を与えるとされた。第二の区分（B式）の対象地域は主に熱帯アフリカで、原住民の福祉に関する項目（思想・信条の自由の保障、奴隷貿易や武器・酒類などの輸入禁止）と自由貿易、さらに軍事利用の制限（警察と領土の防衛以外の目的の禁止）⁽⁵⁷⁾ にはフランスへの譲歩が見られる。などが定められていた。第三の区分（C式）は南西アフリカと南太平洋諸島が対象で、ここで委任国は対象地域を「統合された一部として委任国の法律の下で」統治することになっていた。

第一の区分の対象地域（A式委任統治領）は、スマッツがそ

の委任統治論のなかで、「行政を安定させるために外部の権威による指導を必要とする」地域とした場所だった。⁽⁵⁷⁾ この領域は独立した国民としてその自主性が尊重されることになっており、この第一区分はスマッツの構想に比較的近いものだった。実際、A式委任統治領は他の委任統治領と異なり、第二次大戦の前後に早々と独立することになった（もちろん、その独立は非公式の帝国への再編入に過ぎなかったが）⁽⁵⁸⁾。

一方、第二区分（B式委任統治領）の対象地域のアフリカは、イギリスの左派が提起した信託統治構想が対象地域として想定した場所だった。B式委任統治制度の内容は、植民地帝国間の競争・対立の防止、そして原住民の虐待・搾取の防止、福祉の発展を目指すこととされ、その点でもイギリスの左派が唱えた信託統治構想が反映されている。このうち植民地における奴隷問題、および強制労働の問題については、委任統治制度とともに国際連盟が後に設置する「奴隷制に関する臨時委員会」（The Temporary Slavery Commission）⁽⁵⁹⁾ として国際労働機関（International Labor Organization: ILO）⁽⁶⁰⁾ が取り組むことになる。そして最後の南西アフリカや南太平洋といった第三の地域（C式委任統治領）は、イギリスの左派やウィルソンの立場と、スマッツをはじめとするドミニオンの併合派が対立した結果生

またた妥協の産物だった。スマッツは交渉が袋小路に入った際に、より具体的な制度案を積極的に提案することで、巧みに自己利益を忍び込ませたとと言えるかもしれない。彼は「実際、南西保護領と〔南ア〕連邦の関係は名前以外、併合である」と述べている。⁽⁹⁾

しかしウィルソンの強固な姿勢が委任統治制度の例外を作ることを回避させた、ということもまた事実だった。すなわちスマッツを含め、多くの帝国主義者たちが欲した旧ドイツ植民地は、結局のところ、委任統治に組み込まれることになったのである。実際、一月三二日付けのモーニング・ポスト紙は、スマッツの委任統治がスマッツを含むアフリカを欲する帝国主義者たちの野望の実現を阻害したことを受けて、「スマッツ將軍、墓穴を掘る」と題し、皮肉を込めて論じている。⁽¹⁰⁾

以上のように、一九一九年に成立した委任統治制度は、スマッツの委任統治論、およびアフリカをめぐる国際信託統治構想がそれぞれ部分的に反映されたものだった。

第三節 スマッツの広義の委任統治の制度化

ところで第三章で述べたように、スマッツの委任統治論には、

かつてハブスブルク帝国が存在した地域の秩序を再形成し、維持していく政策(当該地域での経済協力や新興国の軍備制限条項など)が含まれていた。果たしてこうした構想はどうなったのか。パリでの会議中、スマッツは自身の構想を実現しようと奔走していた。

スマッツはハンガリーとの交渉を終えて会議に復帰した直後の四月二三日、ベラ・クンが提案した中央ヨーロッパの経済連合案を最高経済理事會 (Supreme Economic Council) で提起した。本稿第三章で明らかにしたように、これはスマッツが委任統治の変形としたアイディアであった。ヨーロッパの平和にとってこの制度は非常に重要なものだ。スマッツは信じていたが、連合国はこの案に興味を示さず、結局、承認を受けることはできなかった。⁽¹¹⁾

けれども、スマッツの試みはこれで終わりではなかった。彼は J・M・ケインズ (J. M. Keynes) とかねてからの友人で、イギリスの代表団の一員として同行していた彼と、この問題について多くの時間を割いて話し合い、協議を重ねた。そこでケインズが四月中葉から温めてきた中・東欧への国際的な資金貸付のシステムというアイディアにスマッツが賛同し、会議のなかで提案することにした。⁽¹²⁾ この案では、敗戦国のための復興債

券を発行し、それを連合国やスカンジナビア諸国、スイスやオランダに保証させることになっていた。⁽⁶⁵⁾

まずケインズはこの案をロイド・ジョージに伝えた。そしてロイド・ジョージからクレマンソーとウイルソンにそれを伝えてもらうことにした。またこの案についてアメリカの財務官僚との会談で協議することが許された。しかしワシントンではこのケインズ案に反対する意見が多数を占め、実現が困難であることがすぐに明らかとなった。そこでスマッツはケインズとともに五月三日の夜、非公式に晚餐の席で米の財務官僚に再度この案を提示した。しかし、またしても彼らは良い返事をもらうことはできなかった。⁽⁶⁶⁾ ワシントンはヨーロッパの政治経済に過度に介入することを恐れており、ウイルソンもそのような提案が議会を通過することなどあり得ないと考えていた。

さらにスマッツはそれまで反対してきたオーストリア・ハンガリーなどの敗戦国への過度の賠償金も、結局は阻止することが出来なかった。これまで多くの研究が指摘してきたように、スマッツには賠償金の決定に際して最終的な案を提案した責任があった。彼は個人的には徹底的に過度の賠償金に反対していたが、会議終了間際になって、戦争未亡人や孤児への年金、さらには留守家族に対する補償までを含めた賠償金を提案した。

スマッツはこの点を後に批判されることになるが、新聞や手紙でこの提案は法律家たちが承認した意見を述べたものに過ぎないと弁解している。また、こうした賠償が含まれなければ、フランスが全ての賠償金を取ってしまっただろうとも主張している。⁽⁶⁷⁾ パリ平和会議の席の前後一貫して過度の賠償金に反対していた彼の態度から考えれば、この弁解もおそらくは真実であっただろう。またW・K・ハンコック(W. K. Hancock)は、スマッツの意見は多数の議論のわずか一部に過ぎず、ウイルソンは彼のメモを読む前に意思を決めており、その影響を強調することはできないと分析している。そうであるならば、賠償金の問題についてスマッツに全責任を負わせるのは公平ではない。

一方、新興国の軍備制限条項それ自体は成立しなかったが、一般的な軍縮の制度は実現した(国際連盟規約第八条)。スマッツ自身は、新興国の軍備制限条項と一般的な軍縮の条項を切り離して議論していたが、バルカンなどの小国への武器供給の問題と、(とりわけ大国の)私企業による軍需品製造の弊害は結び付けており、両者は密接に関連していた。成立した国際連盟規約では、私企業による軍需品製造の弊害を回避するために連盟理事会が具申するという条項が盛り込まれることになってお

り、その点では、スマッツ案は部分的に実現したとも言える。しかしケインズと考案した国際基金制度と、敗戦国への過重な賠償金の免除ないし軽減が実現できなかったことはスマッツを失望させることになった。スマッツは五月、ウィルソンとロイド・ジョージへの手紙の中で、「この条約の下では、ヨーロッパは平和に出会うことはないでしょう」と述べている。⁽⁶⁸⁾

けれどもスマッツの予期しない形で、国際連盟による中・東欧の秩序形成機能（広義の委任統治論）が部分的に実現することになった。一九一九年六月二八日にポーランドと連合国の間で結ばれたポーランド少数者保護条約がスマッツの構想と非常に類似したものになった。ポーランド少数者保護条約は次のように謳う。

国際連盟理事会のすべての構成国が〔本条約で定められた〕これらの義務の〔ポーランドによる〕あらゆる違反およびその危険に対して、理事会が注意を向けるように促す権利を有すること、そして、理事会がその状況において適切で効果的な措置および指導を行うことに、ポーランドは同意する。⁽⁷⁰⁾

このようにポーランド少数者保護条約によって、ポーランドに

おける少数者政策に対する国際連盟理事会の恒常的な監視が定められたのである。この条約に基づき、一九二〇年二月二三日、国際連盟の機能として少数者保護を認める決議が採択された。

そして、この少数者保護条約はユダヤ人のロビー活動に促されたアメリカと、中・東欧の安定に関心を持っていたフランスの後押しを背景に、一九二四年までに中・東欧を中心とした二三の国々で締結されることになった。⁽⁷¹⁾ 大まかに言って、この制度は国民国家として中・東欧を再編する際に出てくる、重要な紛争の火種である少数者問題を解決し、秩序を安定させることを目指してつくられたものだ。それはスマッツが国際連盟を「帝国の相続人」として位置づける上で中心的な意義を有した、旧帝国地域の新興国家間の関係調整・監視機能が部分的に実現したことを意味していた。

第四節 小括

本章はここまで、本稿第二章、第三章でそれぞれ検討した国際信託統治構想が実際の政治の場において、どのように扱われ、どのように制度化されたかを検討してきた。アフリカをめぐる国際信託統治構想はイギリスの左派によって、また第一次大戦

を通じて台頭してきたアメリカ（ウイルソン）によって唱導され、イギリス政府に少しずつ受容され、最終的には委任統治制度のなかのB式委任統治として結実した（植民地での奴隷制、および強制労働の規制を臨時委員会や国際労働機関が担うことになった点に鑑みれば、その成果はもう少し広く捉えられるかもしれない）。ただしC式委任統治は旧来の帝国主義と国際信託統治構想との妥協の産物だった。また国際連盟の受任国に対する権限も、制度上は非常に限定されてしまった。そのためホブソンをはじめとするイギリスの左派は委任統治制度成立直後、制度全体を「五大国での植民地分配のための薄化粧板」として批判した⁽²⁾。他方、J・C・スマッツの委任統治論は経済連合や国際貸付基金制度などが実現されなかったものの、委任統治制度のなかのA式委任統治、また軍備縮小について定めた国際連盟規約第八条、そしてスマッツの予期しないかたちではあったが、少数者保護制度として部分的に実現することになった。

終章 国際信託統治の起源と正統性

第一節 国際信託統治の起源

本章では、これまで明らかにしてきた国際信託統治構想の出現とその制度化の過程を概観する。そして制度化された国際信託統治がその後、今日までどのように継続してきたかを検討し、本稿で分析した国際信託統治構想を国際信託統治の起源として位置付ける。最後に、これまでの国際信託統治の起源の分析から、国際信託統治と植民地との関係がいかなるものであるかを検討する。

本稿第二章で明らかにしたように、一九世紀末、コンゴ自由国でのネイティブの搾取と虐待が明らかになり、植民地帝国の統治が非人道的であることが批判され始めた。さらに一八九九年、南アフリカ戦争が勃発すると、J・A・ホブソンによって帝国の構造そのものが問題とされた。そして一九一四年に第一次大戦が勃発し、イギリスの左派などがその原因を植民地獲得競争などに求めたことから、いよいよ植民地帝国はその正統性を失っていた。

ホブソンが唱えた国際信託統治は、植民地帝国から植民地を切り離し、国際組織によって統一的に管理するものだった。そして統一的に管理された植民地は、人類の福祉のためにその資源を開発されるとされた。それは植民地帝国の排他的権限領域であった植民地統治に国際組織が介入するという画期的なもの

だった。すなわち主権国家の建設でもなく植民地帝国による支配でもない、第三の選択肢としての国際組織による統治(国際信託統治)がここに登場したのである。

けれども国際組織によって管理された植民地は、主権国家として発展することが予定されているわけではなく、半永久的に国際組織の管理下に置かれるとされた。すなわち植民地帝国秩序のヒエラルヒーが国際組織によって温存されるのである。第二章で指摘したように、ホブソンをはじめ幾人かの反帝国主義者が主張したアフリカをめぐる国際信託統治構想は、「帝国意識」の延長線上に位置する「受託者意識」(trusteeship)をばらんでいた。すなわち、本稿で検討したアフリカをめぐる国際信託統治は、「受託者意識」と結びついた国際信託統治構想であった。ただしアフリカのナシヨナリズムがまだ植民地独立に至るほど成熟したものではなかったこと、他方、ヨーロッパの植民地統治がアフリカで集権的な権力機構を設立できなかったことによって、アフリカを主権国家システムに再編成するという選択肢ははじめから取り除かれていた。

他方、J・C・スマッツが取り組んだハプスブルク帝国崩壊の問題は、崩壊した秩序をいかに再構築するかという意味において、冷戦後に登場する準国家あるいは破綻国家の問題に先駆

けた事例だった。スマッツはこの旧帝国地域全体をアジア・アフリカのように植民地化するなどは考えず、その代わりに各共同体の自決権を尊重しながら、非自律的で不安定な地域を安定した主権国家体制に転換することを試みた。その具体的政策としてスマッツは、主権国家として自らを運営できない地域の行政権を国際組織によって補助する制度に加え、新興諸国の紛争を未然に防止する軍備縮小や調停などの制度を国際連盟に担わせる包括的な国際信託統治を構想した。この国際信託統治の運用を行うのが、大国によって構成された理事会であった。その点で言えば、委任統治の主体と客体の間にはヒエラルヒーが存在していた。ただし、それは人種主義に基づいたものではなく、白律的な主権国家の建設と秩序の安定であった。このようにスマッツの委任統治論はホブソンの「アフリカをめぐる国際信託統治構想」とは異なり、「受託者意識」(trusteeship)の薄い「国際信託統治」(international trusteeship)構想であった。

これまでスマッツの委任統治論が過小に評価されてきた原因は、先行研究が第一次大戦前後の時期に考案された全ての国際信託統治構想をアフリカの脱植民地化の歴史、あるいは英仏の植民地帝国の衰亡史のなかに位置づけてきたことにある。しか

し本稿が明らかにしたように、スマッツの委任統治論の意図はアフリカ植民地問題の解決ではなく（これに対しては「開発委員会」という別の構想を出していた）、旧帝国地域における民族自決と国際秩序の安定の両立にあった。スマッツは確かにアジア・アフリカを他者として位置づけていたが、だからといって、その委任統治論の意図そのものに意味が無かったわけではない。中・東欧やアラブ地域において不安定な主権国家秩序が出来たり、そのなかで少数者が迫害されたり、虐殺されたりすることもまた、アフリカでの植民地問題と同じように大きな問題だった。⁽⁷³⁾ だからこそスマッツの委任統治論はアフリカの脱植民地化までの歴史とは別の文脈で正当に評価する必要がある。本稿は国際信託統治史という新たな視点を導入することによって、このスマッツの委任統治論の本来の意図や目的を汲み取ることができた。

こうしたホブソンによる国際信託統治構想と、スマッツによる国際信託統治構想は、本稿第四章で論じたように、パリ平和会議において委任統治制度や軍縮条項、少数者保護制度などとして部分的に制度化されることになった。この制度化はホブソンをはじめとするイギリスの左派や、スマッツにとって十分なものでは必ずしもなかったが、彼らの国際信託統治構想は単な

る構想には終わらず、制度として実現した。

その後、委任統治制度を含む国際連盟体制は二度目の大戦を迎える中で事実上その機能を停止し、国際連合に引き継がれることになる。ただし国連を創設するにあたっては、少数者保護制度のようなシステムが再び形成されることはなかった。またスマッツとケインズが考案した国際貸付基金制度は、当のケインズ自身によって世界銀行を中心とした新たな国際金融制度として実現され、スマッツの当初の「帝国の相続人」としての国際組織構想とは異なる、より普遍的な制度となった。他方、委任統治制度は信託統治制度 (trusteeship system) として国際組織 (国連) の権限を拡大しつつ、発展的に継承されることになり、国際信託統治の歴史は継続することになった。

委任統治制度から始まった国際信託統治の国際制度の文脈は第二次大戦後、ひとつの転換点を迎える。中東で勃発した紛争に対応するべく、国連による平和維持活動 (PKO) が新たに開始されることになったのである。PKOはその歴史のなかで徐々に変質し、現在行われている国際信託統治へとつながる。

PKOが変質する最初の契機は、一九六〇年に生じたコンゴ民主共和国での紛争だった。国連はこの紛争を鎮めるべく、大規模なPKO (Operation des Nations Unies au Congo: ONUC) を

展開した。ONU Cは当初、主に独立したばかりのコンゴへのベルギー軍の介入に対応するためのものだったが、紛争はコンゴ全体を分断する内戦に発展し、ONU Cはその規模を拡大しながら、内戦の鎮圧に当たらなければならなかった。ONU Cは軍事活動が主であり、国際信託統治の性格は弱かったが、脱植民地化後のアジア・アフリカにおける国際組織の大規模な介入の先駆となった。委任統治制度の後継である信託統治制度 (trusteeship system) は、一九六〇年代の脱植民地化のなかで、植民地統治とともにその正統性を失い、事実上、機能を停止するが、PKOは冷戦の中、断続的にはあったが確実に実施され、徐々に変質していった。

冷戦が終結を迎えると、国連はPKOを活発化させることになる。一九八九年にナミビア (旧信託統治領の南西アフリカ) で行ったPKO (United Nations Transition Assistance Group: UNTAG) は南アの軍隊を撤退させるとともに、ナミビアの人種差別的な法律を撤廃したり、政治犯を釈放したり、難民を帰還させたりするなど、軍事以外の国家建設に関わる活動を行い成功した。一九九二年から一九九五年に行われた二度のソマリアでの活動 (United Nations Operation in Somalia I, II: UNOSOM I, II) は失敗に終わったものの、国家建設を含む新たな

種類のPKOがその後、カンボジアやボスニアなどで実施された。そして一九九九年からはコソボ、および東チモールでの大規模な国際信託統治が開始されたのである。

帝国が崩壊し、主権国家システムへと移行する際、国民国家の建設・運営は必ずしも一律にうまくいったわけではなかった。そのため帝国に代わって国際組織がこうした国家建設失敗地域に介入する必要性が常に生じてきた。国際組織による国際信託統治はその必要性を満たすために、これまで継続されてきたのである。第一次大戦前後の時期から冷戦後の現在までを俯瞰すれば、国際組織は百年あまりかけて (植民地、および王朝・家産) 帝国秩序に取って代わったということが言える。このおよそ百年間の歴史の起点こそ、本稿で検討した国際信託統治構想だった。

第二節 国際信託統治の正統性

では国際信託統治は植民地統治とどのような関係にあるか。本稿第一章で述べたように、国際信託統治の植民地統治との関係は脱植民地化以後、国際信託統治の正統性の評価と密接に係る。本稿がこれまで行ってきた国際信託統治構想の分析か

ら結論してみたい。

本稿第二章で議論したように、アフリカをめぐる国際信託統治は植民地帝国秩序の代替構想として登場してきたものだった。植民地帝国秩序が達成に失敗してきた人道主義的な目標（すなわちアフリカのネイティブの福祉の発展）、あるいは国際協調（植民地をめぐる獲得競争の防止）という目標を達成するために国際信託統治は構想された。その意味において、国際信託統治構想は本来、植民地帝国秩序とは一線を画したものである。しかしその一方で、アフリカをめぐる国際信託統治構想は、植民地帝国と同様に「帝国意識」の一種である「受託者意識」(trusteeship)を内在しており、その意味で両者は負の共通点を持つ。

他方、第三章で議論したように、国際信託統治は崩壊しつつあった王朝・家産帝国にイギリス帝国から導き出された「コモンウェルス」という政体モデルを適用することで生み出されたものでもあった。これまでの研究史で忘れ去られてきたこの国際信託統治の文脈（スマッツの委任統治論）は、アフリカなどで行われてきた植民地統治に対応して出てきたものではなく、それゆえにアフリカをめぐる国際信託統治ほど「受託者意識」(trusteeship)を内在したものでなかった。このことが意

味するのは、国際信託統治が必然的に植民地統治や人種主義と結合したものではないということである。

以上のように、国際信託統治の起源には「植民地帝国に対するアンチテーゼ」という文脈と、「王朝・家産帝国に対するアンチテーゼ」という文脈があり、後者の文脈は植民地を特徴づける「受託者意識」(trusteeship)から比較的自由なものだった。この両方の文脈を備えた国際信託統治は、一言でいえば、国際社会を不安定化させる二つの帝国秩序を国際組織に代替させることで安定させ、人道的な統治を実施することを目的的・機能とする新たな国際秩序のあり方だった。そうした意味で、国際信託統治はその起源において植民地統治とは別のものだったと結論できる。

しかし一九六〇年以降、植民地帝国が崩壊し、国際組織が帝国の代替的秩序としていよいよ本格的に機能し始めたとき、民主主義的なインプットが存在しない国際組織が実は第二の植民地帝国たりうるのではないかという疑いが出てきたことには何の不思議もなかった。なぜなら国際組織が代替すべき帝国秩序はもはやなく、国際信託統治はその正統性を背後から支えてくれている「帝国」という存在を失ってしまったからである。すなわち脱植民地化以降、われわれは国際信託統治が善なのか(あ

るいは、より少ない悪であるか) どうかを弁証するために、反植民地帝国論とは全く別の経路(例えば人権規範の侵害)に依拠しなくてはならなくなったのである。本稿が国際信託統治の起源を詳細に論証してきたこと⁽¹⁴⁾によって、国際信託統治はその起源において植民地帝国のくびきから逃れることが出来たかも知れない。しかし正統性の問題は未着のままである。皮肉にもそれは植民地帝国を国際組織が本格的に相続してしまったからである。すなわち脱植民地化と冷戦終結を経て国際信託統治が大規模に展開されることになって初めて、国際信託統治の正統性の弁証という問題は解答困難なものとなったのである。

※本稿は平成二〇年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

- (1) たむべは Quiney Wright, *Mandates under the League of Nations* (Chicago: University of Chicago Press, 1930), p. 23; Michael D. Callahan, *Mandates and empire: the League of Nations and Africa, 1914-1931* (Brighton: Sussex Academic Press, 1999), p. 24.
- (2) Quoted in S. G. Millin, *General Smuts* (Safety Harbor,

FL: Simon Publications, 1936), p. 194. この経済連合案はスマッツのオーストリア・ハンガリー交渉についての公式の報告書でも論じられている。Report by General Smuts on his Mission to Austria-Hungary, Apr. 9, 1919, *British Documents on Foreign Affairs*, Part II, Series I, Vol. 10, Doc. 9.

(3) J. C. Smuts, *The League of Nations: a practical suggestion* (London: Hodder and Stoughton, 1918), pp. 7-8.

(4) *Ibid.*, pp. 12-27.

- (5) フランスの国際法学者ジャン・レは一九三〇年に『国際連盟規約の解説』のなかで「スマッツ將軍の構想において、委任統治は自由主義政策の全体的な計画の一部に過ぎなかった」とした。ただし、レは一連のモデルの全体像については詳述せず、その後成立した少数者保護制度の功績をスマッツに帰したにとどまった。Jean Ray, *Commentaire du Pacte de la Société des Nations selon la politique et la jurisprudence des organes de la Société* (Paris: Sirey, 1930), p. 635.
- (6) Smuts, *League of Nations*, p. 19.
- (7) ニーアル・ファーマン(仙名紀訳)『憎悪の世紀 上巻』(早川書房、二〇〇七年)二九六頁。
- (8) Smuts, *League of Nations*, pp. 35, 37, 63-70.
- (9) Smuts, *League of Nations*, p. 41.

- (10) エリック・J・ホブズボーム(野口建彦・野口照子訳)『帝国の時代Ⅰ』(みすず書房、一九九三年)一〇四頁。
- (11) Smuts, *League of Nations*, p. 15.
- (12) Smuts, "Native policy in Africa," *Toward a Better World*, pp. 40-41.
- (13) *Ibid.*, pp. 46, 51, 53, 56.
- (14) J. C. Smuts, "African Settlement," "Native policy in Africa." *Africa and Some World Problems: Including the Rhodes Memorial Lectures Delivered in Michaelmas Term* (Oxford: Clarendon Press, 1930), pp. 37-69, 73-103.
- (15) Keith Clements, *Faith on the Frontier: A Life of J. H. Oldham* (Edinburgh: T&T Clark, 1999), p. 233.
- (16) K. Ingham, *Jan Christian Smuts: the conscience of a South African* (New York: St. Martin's Press, 1986), pp. 186-187.
- (17) Smuts' statement, 28 June, 1919, W.K. Hancock and Jean Van Der Poel (eds.), *Selections from the Smuts Papers*, IV (Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1966-1973), p. 273. エジプトやインドなどの自治および独立を求める運動がウィルソン主義の言説の影響を受けて強固になっていく様子を描いた著作として、Erez Manela, *The Wilsonian Moment: Self-Determination and the International Origins of Anticolonial Nationalism* (Oxford: Oxford University Press, 2007).
- (18) ガンディーはスマッツを次のように分析する。「南アでのインド人の差別撤廃を求める」闘争は八年も続いたのです。この間、私は「スマッツ」將軍と会う多くの機会を持ちました。その後の私たちの会見から、私はこんなふうに見えるのですが、スマッツ將軍の狡猾さについて、南アフリカで一般に信じられていること(スマッツは老獪で前言をすぐに撤回するという評判)は変更を加えなければならぬ、二つのことが私にははっきりと分かったのです。氏(スマッツ)は、自分の政治についていくつかの原則をしっかりと持っており、それは道徳にも反していない。しかし、同時に(こうも見ました。氏の政治学では、機会があれば、狡猾さが真実をねじ曲げることです。)(M・K・ガンディー著(田中敏雄訳)『南アフリカでのサットィヤーグラハの歴史 二』(東洋文庫、二〇〇五年)一六六頁)。
- (19) スマッツからガンディーへの手紙には次のようにある。「この国はカフィール族 (Kaffirs) の国であり、白人が少数しかない。我々はアジア人に入ってきて欲しくないのだよ。……君たち(インド人)は何千年も続いてきた文明に属している。しかし分かるように、ここではアジア人を必要としないのだ。」(O. Geyser, *Jan Smuts and His International Contemporaries* (Johannesburg:

- Covos Day, 2001), p. 133)°
- (20) J. A. Hobson, "Gen. Smuts on World-Government," *Common Sense Jan.* 18, 1919), p. 34.
- (21) 外務省では一九一七年末までにドイツ植民地の国際化が正統性を得たと言われている (P. J. Yearwood, "Great Britain and the Repartition of Africa, 1914-1919," *The Journal of Imperial and Commonwealth History* 18 (1990), p. 329)° また戦時内閣では「ブルジョアがすでに一九一七年三月の時点でドイツ植民地の国際化を認める発言をしよう」(H. D. Hall, *Mandates, dependencies and trusteeship* (Washington: Carnegie Endowment for International Peace, 1948), p. 108)° しかし政府関係者で最も早かったのは「おきふへロ・カーであった。彼は一九一五年の論文では早くも植民地の国際化を示唆し、一九一七年二月にはスマットンに対して手紙でドイツ植民地の国際化を主張しよう」(P. Kerrl, "The End of War," *The Round Table*, Sept. 1915, pp. 772-792; [P. Kerrl, "The Foundations of Peace," *The Round Table*, June 1915, pp. 589-625; John E. Kendle, *The Round Table movement and imperial union* (Toronto: University of Toronto Press, 1975), pp. 255-259. P. Kerr to Smuts, 14 Dec., 1917, W.K. Hancock and Jean Van Der Poel (eds.), *Selections from the Smuts Papers*, III (Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1966-1973), p. 576)° 一方「植民地地のロンツは一九一八年を通じて国際化に強固に反対しよう」(Wm. R. Louis, *Great Britain and Germany's lost colonies 1914-1919* (Oxford: Clarendon Press, 1967), p. 118)°
- (22) "The German colonies at the Peace Conference," 11 July 1918, Smuts Papers, Box G, No. 2 A. Cape Town University (PRO classification is CAB 29/ 1/ 3), cited in John Dugard (ed.), *The South West Africa / Namibia Dispute: Documents and Scholarly Writings on the Controversy Between South Africa and the United Nations* (Berkeley: University of California Press, 1973), pp. 35-37; Eastern Committee Minutes, Secret, 2 December 1918, CAB 27 / 24, cited in Dugard (ed.), *The South West Africa / Namibia Dispute*.
- (23) J. S. Galbraith, "British War Aims in World War I: A Commentary on 'Statesmanship,'" *The Journal of Imperial and Commonwealth History* 13 (1985), p. 41.
- (24) Callahan, *Mandates and Empire*, p. 23.
- (25) Memorandum by Sir Erle Richards, "German Colonies," Dec. ? 1918, *British Documents on Foreign Affairs* (B. D. F. A), Part II, Series I, Vol. 7, Doc. 15; Louis, *Great Britain and Germany's lost colonies*, p. 119.

- (26) Hall, *Mandates*, p. 119.
- (27) Hankey's notes, Council of Ten, BC-10, 24 Jan., 1919 (3 P. M.), *The Papers of Woodrow Wilson* (PWW), LIV, pp. 250-251.
- (28) Hankey's notes, Council of Ten, BC-10, 24 Jan., 1919 (3 P. M.), PWW, LIV, pp. 251-253.
- (29) Smuts to M. C. Gillet, 25 Jan., 1919, *Smuts Papers*, III pp. 55-56. 述べた通り、国内の正統性確保のためではなく、彼独特のアフリカの文明化構想から生じていた。すでに述べたとおり、スマッツはアフリカ全体をヨーロッパの白人入植者によって文明化すべきだと考えていた。もちろん、南アフリカ国内ではケープ・タイムズなどがドイツ植民地を求める主張を展開していたが、だからといって、スマッツが国内での正統性確保のために南西アフリカを欲していたことを示す明確な証拠はない。トンブソンが指摘するように、アフリカーナー（ブルー）と英語を話す南ア人（アングロ）の人々との間の亀裂は、この当時、エスニック的な側面はもとより階級的な側面も強かった（レナード・トンブソン（宮本正興、吉國恒雄、峯陽一訳）『南アフリカの歴史』（明石書店、一九九五年）、二七六頁）。一九二四年に南ア党が下野する契機となったのは、再三にわたる政府によるストライキの弾圧に端を発した労働党の
- 離反であり、第一次大戦期から平和会議の時期にかけて、スマッツが指導する南アフリカ党がその正統性を失う最大の可能性は、国際問題よりもむしろ国内の経済問題での無策や失策の方にあつたと考えられる。
- (30) J. C. Smuts, "African Settlement," "Native policy in Africa," *Africa and Some World Problems*, pp. 37-69, 73-103.
- (31) ウィルソンとスマッツの信頼関係を描いた論文として George Curry, "Woodrow Wilson, Jan Smuts, and the Versailles Settlement," *The American Historical Review*, Vol. 66, No. 4, Jul. 1961, pp. 969-986. ただし、この論文はスマッツの帝国主義的性格を一次資料に基づかず否定している。
- (32) T. J. Knock, *To end all wars: Woodrow Wilson and the Quest for a New World Order* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1995), p. 204.
- (33) *Ibid.*
- (34) ウィルソン研究の第一人者であるトマス・ノックが描いているように、セシルの連盟案とウィルソンの連盟案は衝突するものになる。Knock, *To end all wars*, pp. 217-221.
- (35) J. C. Smuts, "The War and the Empire," *War-Time Speeches: A Compilation of Public Utterances in Great Bri-*

- tain* (London: Hodder and Stoughton), p. 45; Smuts, "Freedom," *War-Time Speeches*, p. 74; Smuts, "Democracy and the War," *War-Time Speeches*, p. 127.
- (36) D. H. Miller, *Drafting of the Covenant* Vol. 1 (Buffalo: William S. Hein, 2002), pp. 106-107.
- (37) Hankey's notes, Council of Ten, BC-11, 27 Jan., 1919 (10:30 A.M.), PWW, LIV, p. 294.
- (38) *Ibid.*, p. 295.
- (39) 委任統治領の現場で実際にどのような影響が出たかについては Callahan, *Mandates and Empire* を詳し。
- (40) *Ibid.*, pp. 295-296.
- (41) N. Gordon Levin, Jr., *Woodrow Wilson and World Politics* (Oxford University Press, 1968), p. 187.
- (42) Miller, *The Drafting of the Covenant*, Vol. 1, p. 102.
- (43) 例えば、第二章で検討した J・A・ホブソンは後進地域を、①明らかに劣等で非進歩的な人種が住んでいる地方、②急速に進歩する能力を現している地方、③ヨーロッパと違うが高級な古い文明を持っている地方、の三つに分類している(ホブソン『帝国主義論(下)』(岩波書店一九五一年)一三三頁)。また、「労働党の戦争目的覚書」でも、熱帯アフリカ、バルカン、旧トルコ帝国など地域毎で提案された政策は異なっていた。
- (44) Lloyd E. Ambrosius, *Wilsonian Statecraft: Theory and Practice of Liberal Internationalism during World War I* (Wilmington: SR Books), pp. 7-9.
- (45) *Ibid.*
- (46) Levin, Jr., *Woodrow Wilson and World Politics*, pp. 245-247.
- (47) Knock, *To end all wars*, pp. 211.
- (48) Margaret MacMillan, *Peacemakers: the Paris Conference of 1919 and its attempt to end war* (John Murray paperback) (London: J. Murray, 2003), Ch. 8 (稲村美貴訳『ユースメイカーズ(上)』(芙蓉社、二〇〇七年)第八章)。
- (49) Minutes of British Delegation, 4, Secret, 27January, 1919, CAB 29 / 28 / 1 cited in John Dugard (ed), *The South West Africa / Namibia Dispute*, pp. 42-43.
- (50) Callahan, *Mandates and Empire*, p. 31. ハウスの日記によれば、この日、ワイルソンと話してアメリカのドイツ植民地への態度を決定したと云われる (House diary, 27 Jan., 1919, PWW, LIV, p. 304)。
- (51) Hankey's notes, Council of Ten, BC-14, 28 Jan., 1919 (4 P.M.), PWW, LIV, p. 323.
- (52) *Ibid.*, p. 329.
- (53) House diary, 29 Jan., 1919, PWW, LIV, p. 347; Knock, *To end all wars*, p. 212; Callahan, *Mandates and empire*, p.

- 31: G. Curry, "Woodrow Wilson, Jan Smuts, and the Versailles Settlement," *The American Historical Review*, Vol. 66, No. 4, (Jul., 1961), p. 981.
- (54) MacMillan, *Peacemaker*, pp. 112-113. (稲村美貴子訳 『コースメイカーズ(上)』一三九頁)。
- (55) Hankey's notes, Council of Ten, BC-17, 30 Jan., 1919 (3:30 P.M.), PWW, LIV, p. 363; Miller, *The Drafting of the covenant*, p. 113.
- (56) "Draft Agreement for a League of Nations," Feb. 14, 1919, B. D. F. A., Part II, Series I, Vol. 4, Doc. 29.
- (57) Smuts, *League of Nations*, p. 16.
- (58) ルイスが指摘するように、A式委任統治に関しては、パレスチナ問題、および英仏の中東政策とどういふの複雑な問題が絡んでくる(Wm. Roger Louis, "The Era of the Mandates System and Non-European World," H. Bull and A. Watson (eds.), *The Expansion of International Society* (Clarendon Press, 1984), pp. 209-210)。⁶⁴ イラクにおける委任統治制度とイギリスの非公式帝国との関係については、渡辺正志「イラクにおける委任統治体制の成立――イギリスの論理(一)―(二)」、『高岡法学』第三卷一―二号(一九九二年)。また、H・J・マッキンダーが一九一九年に出版した著書のなかで地政学の見地からA式委任統治制度の重要性を主張していることは注目に値する(H・J・マッキンダー(曾村保信訳)『マッキンダーの地政学：チホクランシーの理想と現実』(原書房、二〇〇八年)、二〇三―二〇七頁)。
- (59) Antony Alcock, *History of the International Labor Organization* (NY: Octagon Books, 1971), Ch. 5; S. Miers, *Slavery in the Twentieth Century* (Oxford: Allamira Press, 2003).
- (60) Quoted in Wm. Roger Louis, "The United Kingdom and the Beginning of the Mandates system, 1919-1922," *International Organization*, Vol. 23, No. 1. (Winter, 1969), p. 82.
- (61) Dugard (ed), *The South West Africa / Namibia Dispute*, pp. 38-39.
- (62) Ingham, *Smuts*, p. 107.
- (63) Smuts to M. C. Gillet, 24 April, 1919, *Smuts Papers*, IV, p. 127; W. K. Hancock, *Smuts I*, (London: Syndics of Cambridge University Press, 1962-1968), p. 518. ケインズはハストセラーとなり、多くの影響を与えた自著『平和の経済的帰結(ケインズ全集第二巻)』(早坂忠訳)(東洋経済新報社、一九七七年)においても、このアイディアを論じている(二二―二五頁)。
- (64) J. M. Keynes, *The collected writings of John Maynard Keynes*, 16 (London: Macmillan, 1971), pp. 428-431.

- (65) Smuts to M. C. Gillet, 4 May, *Smuts Papers*, IV, p. 144.
- (66) Keynes, *Collected Writings* 16, pp. 437-441.
- (67) Hancock, *Smuts I*, pp. 540-541.
- (68) Smuts to Willson & Lloyd George, *Smuts Papers*, IV, p. 158; Curry, "Wilson, Smuts and the Versailles Settlement," p. 985.
- (69) 同様の指摘は、Ray, *Commentaire du Pacte*, p. 635.
- (70) Julius Stone, "The Legal Nature of the Minorities Petition," *British Year Book of International Law* XII (1931), p. 76.
- (71) C. A. Macartney, *National states and national minorities* (New York: Russell & Russell), pp. 218-240; R. Yeatch, "Minorities and the League of Nations," the United Nations Library and the Graduate Institute of International Studies, *The League of Nations in retrospect: proceedings of the symposium* (New York: W. de Gruyter, 1983), p. 370; M. O. Hudson, "The Protection of Minorities and Natives in Transferred Territories," E. M. House and C. Seymour (eds.), *What really happened at Paris: the story of the Peace Conference, 1918-1919*, by *American delegates* (New York: Scribner's Sons, 1921); 唐渡見弘『民主権と民族自決：第一次大戦中の言説の変化とフランス』(木鐸社、二〇〇三年)、第五章。
- (72) Long, *Towards a New Liberal Internationalism*, p. 158.
- (73) 第一次大戦から第二次大戦にかけての旧帝国地域での少数者の弾圧や虐殺については、フマーガン、前掲書注七、特に二八七―三二二頁を参照。
- (74) W・メインが脱植民地化の延長線上と見た東チモールでの国際信託統治を肯定しながら、コンボでの国際信託統治を脱植民地化後の国際社会の規範の侵害として否定したのは、帝国がいかに国際信託統治の正統性に深く関わっているかを示すものと言えよう (William Bain, *Between Anarchy and Society: Trusteeship and the Obligations of Power* (Oxford: Oxford University Press, 2003), pp. 151-154)。